

令和3年度

山陽小野田市自立支援協議会

と き：令和4年1月27日（木）14：00～
ところ：高千帆福祉会館 会議室（2階）

会 議 次 第

- 1 部長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 自立支援協議会について
- 4 会長・副会長互選
- 5 会長あいさつ
- 6 議事
 - (1) 相談支援の状況について
 - (2) 地域課題の取組みについて
 - (3) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標について
 - (4) その他

資料目次

○山陽小野田市自立支援協議会委員名簿	1
○相談支援の状況について	2
○地域課題への取組みについて	6
○障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の 成果目標について	9
○山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）	11
○山陽小野田市自立支援協議会規則	12

山陽小野田市自立支援協議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

1	山陽小野田精神保健家族会		池田 はるみ
2	小野田心和園	精神保健福祉士	入来 芳枝
3	指定障害福祉サービス事業所まつば園	職業指導員	岩本 拓真
4	社会福祉法人神原苑	管理者	澤村 知美
5	宇部公共職業安定所	次長	徳久 幸美
6	山陽小野田市民生児童委員協議会	副会長	中村 尚子
7	山口大学大学院医学系研究科	講師	長谷 亮佑
8	山陽小野田医師会	理事	廣田 勝弘
9	光栄会障害者就業・生活支援センター	所長	藤井 淳
10	山陽小野田市社会福祉協議会	地域福祉課主事	藤田 寿規
11	一般公募		牧 憲一郎
12	山陽小野田市障害者協議会	会長	宮川 力雄
13	一般公募		村上 美喜子
14	山陽小野田市手をつなぐ育成会	理事長	矢田 英治
15	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	会長	山下 聡之
16	山口県宇部健康福祉センター	主任	山本 博子
17	相談支援事業所のぞみ	相談支援専門員	吉見 兆生
18	山陽小野田子ども発達支援センター とことこ	施設長	吉水 多加志
19	山陽小野田市学校教育課	指導主事	山縣 利恵
20	山陽小野田医師会訪問看護ステーション	管理者	渡辺 芳枝

1 相談支援の状況について

相談支援事業所での相談状況について

令和元年度から「相談支援事業所のぞみ」に24時間365日体制での相談支援事業を委託しており、相談件数は次のとおりである。

(1) 相談件数 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度(4月~11月)
新規	109	117	96
再来	886	1374	914
合計	995	1491	1010

(2) 障がい別相談件数 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度(4月~11月)	
① 身体障がい	24	36	20	11.6%
② 重度心身障がい	0	0	0	0%
③ 知的障がい	45	86	39	22.5%
④ 精神障がい	114	92	50	28.9%
⑤ 発達障がい	55	56	57	33.0%
⑥ 高次脳機能障がい	9	4	5	2.8%
⑦ その他	4	4	2	1.2%
合計	251	278	173	100.0%

(3) 支援方法別相談件数 (件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度(4月~11月)	
① 訪問	145	162	76	7.5%
② 来所	41	77	69	6.8%
③ 同行	78	63	55	5.5%
④ 電話	332	373	319	31.6%
⑤ メール	0	0	0	0%
⑥ 個別支援会議	31	46	12	1.2%
⑦ 関係機関との連絡	368	770	479	47.4%
⑧ その他	0	0	0	0%
合計	995	1491	1010	100.0%

(4) 相談内容別件数

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度(4月～11月)	
① 福祉サービスの利用等	505	672	618	46.8%
② 障がいや病状の理解	33	19	3	0.2%
③ 健康・医療	10	28	27	2.0%
④ 不安の解消・情緒安定	339	299	204	15.5%
⑤ 保育・教育	24	14	5	0.4%
⑥ 家族関係・人間関係	102	71	40	3.0%
⑦ 家計・経済	49	46	33	2.5%
⑧ 生活技術	4	11	10	0.8%
⑨ 就労	63	75	30	2.3%
⑩ 社会参加・余暇活動	0	0	1	0.1%
⑪ 権利擁護	1	3	23	1.7%
⑫ その他	400	701	326	24.7%
合計	1,530	1,939	1320	100.0%

◆令和3年度における相談内容

① 福祉サービスの利用等	情報提供、施設見学同行、申請支援、手帳取得に関する支援
② 障がいや病状の理解	統合失調症の理解、知的障がい者の理解、発達障がいの理解
③ 健康・医療	レスパイト入院の支援、受診同行、訪問看護利用に関する支援
④ 不安の解消・情緒安定	情緒の安定、生活の不安解消、将来の不安解消
⑤ 保育・教育	療育についての相談、就学に関する相談、不登校に関する相談
⑥ 家族関係・人間関係	家族関係、職場の人間関係、知人との関係
⑦ 家計・経済	障がい基礎年金申請、特別定額給付金の申請支援
⑧ 生活技術	ごみ処理に関する相談
⑨ 就労	就職情報、障害者就業・生活支援センターの紹介
⑩ 社会参加・余暇活動	地域とのつながり、サークル等の紹介
⑪ 権利擁護	権利擁護事業申請支援
⑫ その他	関係機関との連携、個別支援会議

(5) 地域生活支援拠点整備による実績

平成31年4月1日に地域生活支援拠点の整備を行っている。

(ア) 相談件数

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度(4月～11月)
実件数	24	26	21
延件数	122	76	76

(イ) 実件数の障がい別内訳

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度(4月～11月)
① 身体障がい	2	1	4
② 知的障がい	12	8	7
③ 精神障がい	6	10	3
④ 児童	4	7	7
合計	24	26	21

(ウ) 夜間・休日の相談延件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度(4月～11月)
① 夜間	21	12	3
② 休日	44	13	0
合計	65	25	3

(エ) 対応内容(予定を含む)

① 困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援・グループホーム利用調整 ・一般就労継続支援・サービス利用支援 ・施設見学、施設訪問・個別支援会議への参加 ・保育園利用調整・病院訪問・家族支援・医療観察制度
② 地域の相談支援体制強化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の相談支援事業所への支援 ・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員研修会への参加 ・小・中学校、支援学校との連絡調整
③ 地域移行・地域定着の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院入院中の方の退院支援及びグループホームへの引率
④ 成年後見制度利用支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用に関する契約の調整 ・生活用品購入に関する金銭の受渡し及び管理援助
⑤ 虐待防止に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内での虐待相談対応
⑥ 医療的ケア児に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児連絡会議への参加

(オ) 地域生活支援拠点整備事業の情報の事前登録について

家族の入院等緊急時に、障がいのある方へ医療や障がい福祉サービスの調整を行うためには、状況把握が必要になる。早急に調整を行うためには、障がいのある方がどのような支援が必要なのか、どのような医療を受けておられるのか、またどのような事に気を付けていかなければならないか等の情報が必要となるため、同意をいただいた上で、事前に状況の登録を行うこととしている。

① 訪問対象者 ※下記のうち、障害福祉サービスを利用していない方

R 1	療育手帳所持者のうち、本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	10 人
R 2	療育手帳所持者のうち、本人 20 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	2 人
R 3	身体障害者手帳所持者のうち、視覚、聴覚の障害 1 級 2 級の本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	4 人+登録希望者（療育手帳所持者）

※今後は対象を拡大するとともに、過去と同じ条件での新たな対象者の抽出も行うこととしている。

② 訪問結果（R 3）

【3名の事前登録あり】

家族構成	状況
1 本人・母の2人暮らし	一般就労している。兄・姉を頼りにしているが、県内他市と県外に居住しているため事前登録を希望。
2 本人・父母の3人暮らし	一般就労している。視覚に障がいがあるので職場への送迎を母が行っている。自宅での生活は自立している。事前登録に併せて防災メールの登録も行う。
3 本人・母・祖母の3人暮らし	一般就労している。母の声掛けがあれば、買い物や掃除もできるが、母に何かあった時には一人では生活できない。市内に兄弟はいる。頼めば外出等の支援は受けられる。

【事前登録なしの理由】

- ・今のところ困ってはいない。
- ・登録は父母のどちらかが支援ができなくなった時に行いたい。
- ・訪問をきっかけに就労サービス利用を開始した。

【訪問時の声】

- ・事前登録や相談窓口を知ることができてよかった。
- ・親が高齢になるにつれて、今後の生活に漠然とした不安を持っていた。事前登録が安心の要素になった。

③ 訪問後の取組み

地域生活支援拠点となる相談支援事業所へ情報提供することについての同意を得ているため、「相談支援事業所のぞみ」と、①災害時の支援、②障害支援区分認定、③サービス調整、④成年後見制度、等支援の必要性について協議を行い、必要時訪問により説明を行うとともに、毎年、状況の確認を行うこととしている。

2 地域課題への取組みについて

(1) 定例会

(ア) 目的：地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

- ① 関係機関との顔の見えるネットワークを構築し、連携強化を図る。
- ② 相談状況や事業所の現状を把握する。
- ③ 相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所の資質の向上を図る。

(イ) 開催日時：原則毎月第1木曜日 13：30～15：00

(ウ) 参加者：相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所（障がい児・者通所施設、入所施設等）、社会福祉協議会、訪問看護事業所、障害者就業・生活支援センター、医療機関等

(エ) 令和3年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
4月8日	事務連絡、情報交換	26人
5月6日	社会資源（インフォーマルも含めた）の開拓について	21人
7月1日	研修「視覚障がい者への支援について～生活支援・就労支援・コロナ禍の支援と対策～」（視覚障害教育センター）	26人
8月5日	研修「精神障がい者支援における現状と課題～地域包括ケアシステムの構築に向けて～」（小野田心和園）	21人
9月2日	成年後見制度、権利擁護事業について （市高齢福祉課・市社会福祉協議会）	27人
10月7日	施設紹介（就労移行・就労定着支援 セルフジョブアソシエイト）	24人
11月4日	地域生活支援拠点の機能強化について	32人
12月2日	施設紹介（多機能事業所つなぎ）	27人
1月6日	研修「発達障がいの理解と支援のポイントについて」（宇部市発達障害等相談センターそらいろ）	23人
2月3日	研修「聴覚障がい児・者への支援について～手話普及、不安の軽減について～」（聴覚障害者情報センター）	
3月3日	ライフステージに応じた課題への取組みについて 情報交換、次年度について	

※新型コロナウイルスの関係で、6月は中止となった。8、9、10、12、1、2月はZOOMと対面の2方式での開催

(2) 運営委員会

(ア) 協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く

(イ) 開催頻度：3か月に1回

(ウ) 参加者：相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センター、行政（障害福祉課）

(エ) 令和3年度参加者数

開催日	参加人数
7月1日	6人
10月7日	7人
12月2日	6人
3月3日	

◆定例会・運営委員会で報告された課題

課題	詳細・対応等
障がいに対する理解の促進	<p>◆地域の方の障がいに対する理解が必要</p> <p>【対応】</p> <p>1 あいサポーター研修など、障がいの理解に関する研修会の開催</p> <p>2 精神保健福祉講座での障がいの理解に対する普及啓発の継続</p> <p>3 健康フェスタでのPR</p> <p>4 FMサンサンきららでのPR</p>
インフォーマルな社会資源	<p>◆サービスの利用に当たり、インフォーマルな社会資源が見えにくい。</p> <p>◆インフォーマルな情報を把握している人が少ない</p> <p>【対応】</p> <p>1 インフォーマル支援を利用したケースを積み上げていながら、定例会で紹介していく</p> <p>2 支援者側が、インフォーマルな社会資源に目を向け、対象者に紹介することができるよう、情報を集積していく</p>
精神障がい者の地域包括ケアシステム	<p>◆入院して落ち着いた生活を送っている患者が、地域に帰ることで生活が成り立っていくのかという思いが強い</p> <p>◆退院の際、民生委員には理解が得られたが、自治会長には理解が得られず、逆に「困る」と言われたことがあった。</p> <p>◆地域移行が進まない</p> <p>【対応】</p> <p>1 ケースに応じた支援や体制づくりを進めていくことでシステムづくりにつながる</p> <p>2 地域の中での支援者（味方）を見つける</p> <p>3 相談支援事業所と病院との連携強化</p> <p>4 地域生活支援拠点の機能強化</p>
成年後見・権利擁護	<p>◆成年後見制度の利用が進まない</p> <p>◆イメージがつきにくい</p> <p>◆手続きが分かりにくい</p> <p>【対応】</p> <p>1 制度について正しく知ってもらうため、普及啓発・周知を図る</p> <p>2 福祉従事者が制度を正しく理解し、必要と思われる方に正しく伝えることができるように研修等で学ぶ機会を作る</p>

障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆グループホームが少ない ◆日中活動支援使用後の支援がない（夕方に行ける場所、交流） <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所が借りているアパートの利用 2 民間企業との連携 3 活用に向けてのシステムづくり
就労	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がい種別では発達障がいが増えてきている傾向にある。求人があっても本人の希望とのマッチングが難しい ◆就労に当たり、健康管理と日常生活の土台ができていない方が多い（体調を崩しやすい、欠席が多い） <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各関係機関が連携してサポートする 2 専門機関との連携による支援体制の確立などに取り組む。 3 定例会参加の就労支援事業所等と現状を共有するミニワークを開催（11月4日）
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆保護者の障がいへの受容が困難な場合がある ◆保護者や家庭に支援が必要なケースが増えている印象がある ◆障がいも悩みの度合いも違う <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対応について事業所と保護者が共有し、事業所だけではなく、家庭においての関わりにも取り入れてもらう。 2 ペアレントメンターの養成が必要である。（保護者間で話をすることが必要なことがある。）

(3) 専門部会 権利擁護部会

(ア) 目的：障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するために関係機関と連携し、ネットワークづくりと普及啓発を行う。

(イ) 参加者：相談支援事業所、障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会、行政（障害福祉課）

(ウ) 令和3年度の内容・参加者数

◆今年度のテーマ「発達障がい者の理解」

開催日	内容	参加人数
4月8日	部会の活動内容について	6人
11月25日	FMサンサンきらら	2人
12月1日～ 12月17日	障がい者週間に併せて、厚狭地区複合施設で市内障がい福祉サービス事業所利用（児）者の作品を展示 市役所ロビーでは厚狭地区複合施設の作品展示の様子をパネル展示。	13事業所
1月6日	研修「発達障がいの理解と支援のポイントについて」 （宇部市発達障害等相談センターそらいろ）	23人
2月19日	精神保健福祉講座「精神疾患の正しい理解と対応について～地域で支える発達障がい～」（片倉病院）	

3 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標について

第2章 障がい者支援における成果目標の設定 P79

障がい者の自立支援の観点から、令和5年度（2023年度）を目標年度とする障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、次に掲げる地域生活への移行や就労支援といった事項に係る成果目標を設定します。

- 1 福祉施設から地域生活への移行促進
- 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行促進
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 P82

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備について、「地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、福祉施設等からの地域生活への移行、親元からの自立等にかかる相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等により専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等からの整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。」としています。

平成31年（2019年）4月に地域生活支援拠点を整備しました。今後は、自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実を図ります。

第2章 障がい児支援における成果目標の設定 P115

令和5年度（2023年度）を目標年度とする障がい児福祉計画において必要な障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、次に掲げる事項に係る成果

- 1 児童発達支援センターの設置
- 2 保育所等訪問支援の充実
- 3 重症心身障がい児の支援体制の充実
- 4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 5 発達障がい者等及び家族への支援体制の確保
- 6 保育所等での提供体制の整備

5

発達障がい者等及び家族への支援体制の確保

P119

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援プログラムや総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

《活動指標》

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	2人	3人	4人
ピアサポートの活動への参加人数	4人	6人	8人

ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する支援プログラムを受けた親

ピアサポート：同じ立場の人によるサポート

○山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例

平成17年3月22日条例第30号
最終改正 令和2年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関の附属機関（次条において「附属機関」という。）として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
市長	山陽小野田市自立 支援協議会	障害者の地域での自立を目指し、山陽 小野田市の障害者の課題について協議 すること。

○山陽小野田市自立支援協議会規則

平成21年9月25日規則第44号
最終改正 平成31年4月1日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、山陽小野田市に居住する障害者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスについての総合的な調整・連携の下、障害者が地域で安心して生活できるよう支援するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 障害者や家族・地域社会との関係構築に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業所を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選出された市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(定例会)

第5条 地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

(運営委員会)

第6条 協議会に協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、市が相談支援事業を委託している相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の一般相談支援事業所又は同法第51条の20第1項の特定相談支援事業所をいう。）の相談支援専門員及び、障害福祉サービス事業所を代表する者をもって構成する

4 前項の規定にかかわらず、運営委員長が必要と認めるときは、協議会の委員を運営委員会に招集できる。

5 運営委員長は、運営委員の中から互選により定める。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて課題解決の目的及び期間を定めた専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会員は、運営委員会の中で問題解決に必要と認めた委員をもって構成する。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第10条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。